行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	薬事管理課	整理番号	4–4
処分の種類	麻薬取扱者の免許の取消等				
根拠法令条例 等·条項	麻薬及び向精神薬取締法第51条第1項				
処分の概要	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者免許の取消又は 業務の停止				
処分基準(未設定の場合はその理由)	【参考】 ・麻薬及び向精神 厚生労働大臣は 麻薬者、麻薬者、麻薬の 売業者、麻薬の規 では許可に該は付したが がおおしくは研 ・昭和28年10月27 のよりでする。 ・昭和28年10月27 のよりでは ・昭和28年10月27 のよりでする。	ごとの裁量が大きいため) 精神薬取締法第51条 至は、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭 「又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、これらの者がこの法律の規 の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分若しくは免許若した条件に違反したとき、又は第3条第3項第2号から第7号までの各号のいするに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、麻薬に関すは研究の停止を命ずることができる。 同27日付け薬麻第783号厚生省薬務局麻薬課長通知「麻薬取締法の施行に項の規定により免許の取消等を行うときは、各都道府県において公平にしを行うべく慎重な取扱をすることが法運営上必要と思考されるので別表麻薬る行政処分基準を参考として免許の取消、業務の停止等の処分を行うこと。			
基準の制定根拠	-				